

令和 4 年度 事務事業評価シート

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	(介保)介護保険料賦課徴収事務	会計名称	介護保険特別会計		担当課	長寿介護課	
		予算科目	1 款 1 項 2 目	事業番号	8005	所属長名	野間美幸
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)				担当責任者名	赤石雅俊	
法令根拠等	介護保険法				実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践					【終了】	令和 年度(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし
総合計画における本事業の役割	基本計画2-4「心の通った社会福祉の推進」の原資となる事業			事業の対象	第1号被保険者(65歳以上の者)		
事業の目的	第1号被保険者に対する介護保険料の賦課保険料の賦課及び徴収を行う。			昨年度の課題			
事業の内容(整備内容)	介護保険料の賦課及び徴収事務(滞納整理を含む。)			昨年度の課題に対する具体的な改善策			

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳(千円)							事業活動の実績(活動指標)					
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
直接事業費	1,958	2,344	528	0	0	2,526	普通徴収の徴収率(収入額/調定額)	%	84.9	78	36.6	85.2
財源内訳												
国庫支出金	0	0	0	0	0	0						
県支出金	0	0	0	0	0	0						
地方債	0	0	0	0	0	0						
その他	366	110	0	0	0	138						
一般財源	1,592	2,234	528	0	0	2,388						
職員の人工(にんく)数	0.69	0.8				0.8						
1人工当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794						
※ 直接事業費+人件費	7,368	8,579				8,761						
主な実施主体	伊予市		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)		直接実施							
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)					5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計		
					3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000		
成果指標	指標	普通徴収における徴収率の当面の目標を78%とする。			単位		区分年度	前年度	4年度	5年度	目標 毎年度	
	指標設定の考え方	介護保険料が普通徴収となる場合は、第1号被保険者となった直後である場合、収入増に伴い介護保険料が大幅増となる場合、年金年額が18万円未満の場合などが挙げられる。被保険者の勘違いによる滞納もあるため、制度理解を進めながら徴収にあたる一方、特段の理由もなく滞納を続ける者に対しては預貯金の差押などにより滞納整理を進め、できる限り100%を目指すこととしたが、これまでの実績を踏まえ、当面、普通徴収における徴収率を78%に設定する。			⇒	目標	78	78	78	78		
	指標で表せない効果	なし				実績	84.9	85.2				

事務事業評価 (CHECK)

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		特になし								
事務事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	S	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	普通徴収の被保険者に対し、制度説明のための資料を配布したり、窓口での丁寧な説明を行い、制度理解や納付意識の向上が図られた。 また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者に対し減免措置を実施し、負担軽減に寄与した。	
			社会情勢等への対応	5 5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	5					
			市の関与の妥当性	5 5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	5					
		有効性	事業の効果	5 5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	5					
			成果向上の可能性	5 5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4					
			施策への貢献度	5 5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	5					
	効率性	手段の最適性	5 5 4 3 2 1 施策推進につがっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4						
		コスト効率	5 5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4						
		市民 (受益者) 負担の適正	5 5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	5						
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	S		事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 介護保険法に基づき、制度を維持継続していくうえで、不可欠な事業である。
			社会情勢等への対応	5 5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	5					
			市の関与の妥当性	5 5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	5					
有効性		事業の効果	5 5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	5						
		成果向上の可能性	5 5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	5						
		施策への貢献度	5 5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	5						
効率性	手段の最適性	5 5 4 3 2 1 施策推進につがっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4							
	コスト効率	5 5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4							
	市民 (受益者) 負担の適正	5 5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	5							
所属長の課題認識	目的の妥当性	5 5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	所屬長の課題認識	介護保険法に基づき、制度を維持継続していくうえで、不可欠な事業であるので、引き続き徴収率向上に向けた取り組みが必要である。			
	社会情勢等への対応	5 5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	5							
	市の関与の妥当性	5 5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	5							